スポーツ安全保険 改定のご案内

平成28年度スポーツ安全保険について、以下の通り改定を実施いたします。 つきましては平成28年度のご加入に際し、内容をご確認くださいますようお願いいたします。 公益財団法人スポーツ安全協会 <引受幹事保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社

■ 加入区分、掛金に関する改定(AC区分、C区分、B区分)

- ①AC区分(子どもへのスポーツ活動の指導・審判)を廃止し、C区分またはB区分に統合 当改定により平成27年度にAC区分で加入をされている方は、平成28年度の加入区分は年齢に応じC区分(64歳以下)またはB 区分(65歳以上)での加入となります。
- ② C 区分 (スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判を行う大人) について 64歳以下限定の加入区分に変更 当改定により平成27年度にC区分で加入をされている方のうち65歳以上となる方は、平成28年度の加入区分はB区分となります。
- ③B区分(スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判を行う65歳以上の者)の掛金を1,200円/人に変更

当改定により、加入区分・掛金は以下のとおりとなります。

	平成	27年度		平成28年度			
	加入区分	掛金*1		加入区分	掛金*1		
子ども	A1	800円	変更なし	A 1	800円		
	AW	1,450円	変更なし	AW	1,450円		
大人(高校生以上)	A2	800円	変更なし	A2	800円		
	₽ C	1,850円	年齡 条件变更 65歳以上	64 歳 以下	1,850円		
	定を		変 65歳以上	65歳 以上 B	1,200円		
	改定 を 行う加入 AC	1,300円	区分の 廃止 65歳以上	64 歳 以下	1,850円		
	入区分		65歳以上	65歳 以上	1,200円		
	B (65歳以上)	1,000円	掛金の変更	B (65歳以上)	1,200円		
全年齢	D	11,000円	変更なし	D	11,000円		

※1 掛金は1人年額です。平成28年度スポーツ安全保険の補償額等は裏面をご覧ください。

■ 補償内容に関する改定(全加入区分共通)

- ①通院保険金の支払限度日数を30日限度に変更(従来90日限度)
- ②約款で定める第2級〜第14級に該当する後遺障害保険金の支払いについて、死亡保険金額に保険金支払割合を乗じた金額のお支払いに変更

なお、第1級は従来どおり後遺障害保険金最高額をお支払いします。

■その他

- ①加入人数要件を4名以上に緩和(従来5名以上)
- ②ダンス、踊りはスポーツ活動として取扱っておりますが、平成28年度より「日舞」、「盆踊り」については文化活動として取扱います。「平成28年度スポーツ安全保険のあらまし」P.2各種解説④も併せてご覧ください。

平成28年度加入区分・掛金・補償額

加入対象者	補償対象となる団体活動		加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険			賠償責任保険	突然死葬祭	
					死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)	支払限度額 (免責金額なし)	費用保険 支払限度額
フ _じ t.	▶スポーツ活動▶文化活動・ボランティア活動・地域活動		A 1	800円	2,000 万円	3,000 万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 急性心不全 脳内出血
子ども 中学生以下 (特別支援学 校高等部の生 徒を含む。)					2,100 万円	3,150万円	5,000円	2,000 円	ただし、対人賠償は	など J 葬祭費用 180万円
			AW	1,450円	熱中症および細菌	性・ウイルス性食中	□毒の場合、保険金額	負はA1区分と同様	1人1億500万円	[[ער מסו
					100万円	150万円	1,000円		対人・対物賠償 合算 1事故500万円	対象外
					熱中症のより	熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。				
大人 (高校生以上)	▶スポーツ活動▶スポーツ活動の指導・審判	64歳 ^{注1} 以下	С	1,850円	2,000 万円	3,000 万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は	
		65歳 ^{注1} 以上	В	1,200円	600万円	900 万円	1,800円	1,000円		突然死 急性心不全 脳内以血
	▶文化活動・ボランティア活動・地域活動▶準備・片付け・応援・団体員の送迎※スポーツ活動中の事故は対象となりません。※A2区分には65歳以上の方も加入できます。		A2	800円	2,000 万円	3,000 万円	4,000円	1,500円	1人1億円 ※自動車事故によって賠償責任 を負った場合は、補償の対象 となりません。	など 葬祭費用 180 万円
全年齢	▶危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳登はんなど)		D	11,000円	500 万円	750 万円	1,800円	1,000円		

注1「平成28年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の満年齢を基準とします。

上記内容は平成28年度スポーツ安全保険の改定内容を記したものです。ご加入に際しては「平成28年度スポーツ安全保険のあらまし」の「重要事項説明書」をよくお読みください。 平成28年度スポーツ安全保険の加入受付けは平成28年3月から開始する予定です。

ご不明な点はスポーツ安全協会各支部または以下までご照会ください。

公益財団法人 スポーツ安全協会 〒 105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11 西新橋光和ビル8階 03-5510-0022